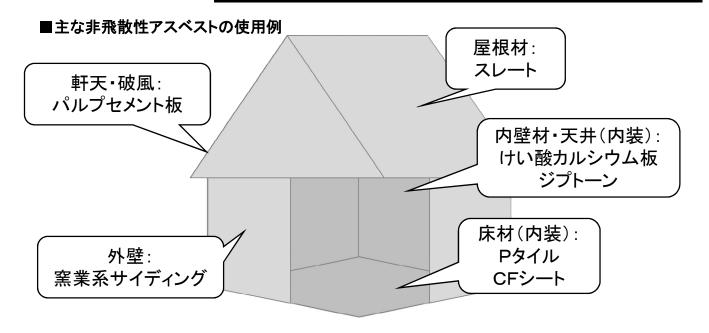
## Q. 石綿は木造住宅では外装にしか使われていない?

## 外装の他にも、一部内装にも使用さ A. れている可能性があります。



※図は使用例の一部です。詳しくは下記パンフレット参照。

参考:国土交通省パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」

## ◇一部の内装にも使用されている可能性があります。

非飛散性アスベスト(レベル3)は、一般住宅では主に屋根材(スレート)や外壁材(サイディング)に使用されていましたが、その他にも住宅の内装材にも使用されています。そのため、解体工事以外でも室内の一部を改装するリフォーム工事などでも石綿含有廃棄物が排出される可能性はあります。

石綿に関する規制は石綿障害予防規則、大気汚染防止法によって事前調査が義務付けられています。また、石綿含有産業廃棄物があれば廃掃法によってその処理方法なども規定が定められています。

石綿含有建材の製造は1960年代から2004年に禁止されるまでの間が製造期間と言われています。住宅の解体工事・リフォーム工事を行う際は事前調査にて上図のような箇所に注意をしましょう。

## 今回のポイント

リフォーム工事でも石綿含有産業廃棄物がある可能性あり!